

第3章 基本的事項

第1節 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

第2節 基本理念

横浜市における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取り組み、横浜市基本構想に掲げた「持続可能な循環型社会の構築」を目指します。

第3節 目標

1 更なる 3 R の推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。

目標達成の目安として、最終処分率を平成 32 年度において、4%以下 とすることを目指します。

2 適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

3 大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。

災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

第4節 計画管理

本計画を着実に推進するために各施策について、「①単年度の計画設定」「②計画の実施」「③実績の取りまとめ」「④取組内容の見直し」を実施します。

また、毎年度、産業廃棄物の発生量、再生利用量及び最終処分量等の状況を把握するとともに、市内総生産あたりの産業廃棄物発生量の推移をモニターしていきます。

これらの進捗状況の取りまとめ結果については、横浜市のホームページ等で公表していきます。

第5節 計画実施主体と役割

排出事業者、処理業者、行政及び市民の4者がそれぞれの役割を果たしながら、互いに産業廃棄物に対する意識を高めあう必要があります。

1 排出事業者

排出事業者は、廃棄物処理法の排出事業者責任や循環型社会形成推進基本法の拡大生産者責任を踏まえて、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進します。

産業廃棄物の排出事業者として

- 工程管理や品質管理等の改善により発生抑制、再使用及び再生利用を推進します。
- 再生利用等ができない産業廃棄物については、単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する等の環境に配慮した処理を選択します。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、適正な処理費用を負担します。

生産者として

- 製品が廃棄物となった際のことを考慮して、設計段階での工夫に努めます。
- 自ら製造・販売した使用済み製品について、広域でのリサイクルを念頭に、製造者等が回収する広域認定制度等を適切に活用します。

2 処理業者

排出事業者の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の取組を技術的にサポートします。また、産業廃棄物の処理状況等の情報を積極的に公開するとともに、処理の際に発生するエネルギーの回収に努めます。

産業廃棄物の処理業者として

- 受託した産業廃棄物を適正に処理するだけでなく、環境に与える負荷を可能な限り少なくする高度な処理を目指します。
- 再資源化を図り最終処分量を減らす、焼却の際に発生する熱エネルギーの回収・利用に努めるなど、環境に優しい産業廃棄物処理を進めます。
- 産業廃棄物の処理状況等の情報を積極的に公開するなどして、排出事業者、市民との信頼関係を築きます。

3 行政

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用推進の啓発を行うとともに、適正処理指導を徹底します。

また、産業廃棄物に関する情報を積極的に発信し、産業廃棄物に係る知識の啓発を行うとともに、行政も排出事業者・公共工事発注者となることから、事業者の模範となるよう努めます。

行政機関として

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、産業廃棄物の3R推進の啓発を行うとともに、再生利用等できない産業廃棄物については、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する等の環境に配慮した処理を推進します。
- 市民の産業廃棄物処理への信頼感を醸成するため、産業廃棄物に関する情報の提供を行い、産業廃棄物に係る知識の啓発に努めます。
- 中小事業者の産業廃棄物の適正処理を推進するため、公共関与による現行の最終処分場の継続運営や新規最終処分場の建設を進めます。

排出事業者・公共工事発注者として

- 排出事業者・公共工事発注者として、産業廃棄物の3Rの推進、適正処理を徹底し、模範となるよう努めます。
- グリーン購入を推進し、環境配慮型製品の利用・普及に努めます。

4 市民

日常生活における消費行動を通じて、循環型社会の構築及び適正処理に協力します。また、行政と協働して地域環境の保全に努めます。

消費者として

- 「もの」を大切に長期間使用することで、生産工程から発生する産業廃棄物の発生抑制に協力します。
- 廃棄物を原料として製造された製品等の環境配慮型製品を選択的に購入することで、産業廃棄物のリサイクルを促進します。
- 水や電気・ガスなどのエネルギーを節約することで、上下水道の処理や発電時に発生する産業廃棄物の発生抑制に協力します。
- 家屋の解体や自動車の廃棄などの際に発生する産業廃棄物のリサイクル及び適正処理を確保するため、適切な業者に委託し、必要な処理費用を負担します。

地域環境を保全する担い手として

- 地域において廃棄物の不法投棄や野焼きなどを発見した場合に通報するなど、行政との協働による産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 地域の排出事業者や処理業者が行う産業廃棄物の処理に関心を持ち、地域環境の保全に努めます。